



第2章

地域、みんなで 支えあうまちづくり

第1節 社会福祉の充実

第2節 高齢者福祉の充実

第3節 障害者福祉の充実

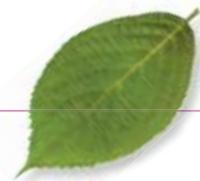
第4節 地域医療の充実

第5節 保健活動の充実



第1節

社会福祉の充実



現状と施策目標

- すべての市民が生涯を通じて健康で安心して生活できるよう、ノーマライゼーション（※）の理念を一層普及させることが重要であることから、その啓発活動を推進する必要があります。
- 安心して暮らせる福祉社会を実現していくためには、地域の住民、事業者、関係機関・団体、行政が協働して、地域の福祉課題に取り組み、人と人が支えあう福祉コミュニティ（※）を推進する必要があります。
- 本格的な少子高齢社会を迎え、景気低迷や一人暮らし高齢者、母子及び父子家庭等社会構造の変化に伴う生活困窮者の増加など、時代の変化に対応した支援体制の強化に努める必要があります。
- 市民が住み慣れた地域社会の中で地域ぐるみの福祉を推進するため、ボランティアの育成強化や地域福祉活動拠点の充実及び関係団体との連携に努めます。
- 低所得者、生活困窮者、母子及び父子世帯等の相談及び支援体制の強化を図るため、民生・児童委員や社会福祉協議会及び関係機関等との連携強化に努めます。
- 国民健康保険財政の安定化と円滑な制度運営のために、保険税の収納率向上に努めるとともに、健康づくりへの積極的な取組みを推進します。また、国民年金については、未加入者の解消と納付意識の向上に努めます。

施策の体系

社会福祉の充実

- 福祉コミュニティの充実
- 生活困窮者等への支援体制の充実
- 国民健康保険・国民年金制度の啓発

※ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※福祉コミュニティ

地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で生活することができるように、地域住民が自発的に支えあい活動を行う結び合った地域社会。



施策の方向



1-1 福祉コミュニティの充実

(1) 福祉のこころの醸成

市民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、福祉を自らの問題として考え行動することが大切であることから、ノーマライゼーションの理念を一層普及するため、広報活動の充実に努めます。

また、福祉まつりや福祉大会などの交流機会の拡充を図り、市民の福祉活動への参加と福祉意識の醸成に努めます。

(2) ボランティア意識の高揚

市民が相互に助け合い、住み慣れた地域社会を中心に、地域ぐるみの福祉活動を推進するため、福祉活動専門員を配置するとともに、福祉ボランティア意識の高揚に努めます。

(3) 要援護者を支える仕組みづくり

平常時から、要援護者への支え合いによる見守り活動の充実に基本とした、災害時における支援体制の推進に努めます。

1-2 生活困窮者等への支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

低所得者、母子及び父子世帯等の生活困窮者が、地域社会において自立した生活を送ることができるよう、生活支援を引き続き行うとともに、市民の要望にきめ細やかに対応できるように相談体制の強化に努めます。

(2) 関係機関等との連携

民生・児童委員や関係機関、団体等との連携を図り、行政と地域が一体となった支援体制の確立に努めます。

1-3 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国民健康保険財政の安定化のため、広報、パンフレット等により、国民健康保険制度の普及・啓発を図り、収納率の向上、医療費の適正化を進めるとともに、健康づくりのための保健事業を推進します。

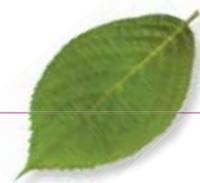
また、国民年金制度への信頼を築くため、広報活動の充実、年金相談等を通じて国民年金制度の周知を図り、老後の安定した生活基盤の確立に努めます。

主要事務事業

- ・災害時要援護者支援事業
- ・ふれあいのまちづくり事業
- ・福祉大会開催事業
- ・福祉活動専門員設置事業
- ・民生・児童委員協議会補助事業
- ・生活保護施行事務
- ・児童扶養手当等支給事業
- ・寡婦等医療費給付事業

第2節

高齢者福祉の充実



現状と施策目標

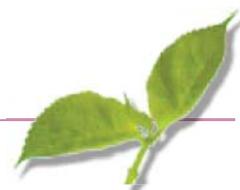
- 高齢社会が急激に進展するなか、市民のニーズも多様化しており、ニーズに対応したきめ細やかな情報の提供や指導が求められています。
- 介護が必要な高齢者や家族の日常生活の実態及び希望に対応したサービスの提供を受けることのできる体制の整備が必要となっています。
- 明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者自身が住み慣れた地域社会で自らの経験と知識を生かし、積極的な役割を果たしていくことが重要となっています。
- 住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して社会に参画し、健康で自立した生活を送ることができるよう、関係団体及び地域と連携を密にするとともに、様々な悩みに対応できる相談支援体制の充実に努めるほか、介護予防事業の推進に努めます。
- 介護サービス事業所や支援機関の充実に努め、できる限り自宅での生活が営めるよう、在宅サービスの充実に努めます。
- 生きがいづくりや健康づくり施策の充実に努めるとともに、情報提供や学習機会の充実に努め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現に努めます。

施策の体系

高齢者福祉の充実

相談体制の充実
介護サービスの充実
生きがいづくりへの支援





施策の方向



2-1 相談体制の充実

地域包括支援センターを核とし、高齢者等が気軽に相談できる体制の充実に努めるとともに、民生・児童委員との連携を強化し、地域における高齢者等の見守り活動や生活相談への対応を強化するほか、一人暮らし老人世帯等に緊急通報装置を貸与し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう努めます。

また、関係団体との連携を強化し高齢者のニーズに対応した、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

2-2 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

介護が必要な高齢者が、できるだけ住み慣れた自宅での生活が営めるよう、引き続きホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所者介護などの在宅サービスの充実に努めるとともに、施設入所待機者対策として地域の状況に即した施設整備に努めるほか、要介護状態に陥るおそれのある高齢者に対する介護予防事業の推進を図ります。

(2) 支援機関等の充実

高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、とぎれることなく必要なサービスが提供されるよう、支援機関の充実に努めます。

また、介護支援専門員をはじめとする介護従事者の人材確保と資質向上を図るほか、介護保険制度や各種サービスに関する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布等による広報活動を強化し、高齢者や要介護者が安心

して暮らすことができるまちづくりに努めます。

2-3 生きがいづくりへの支援

(1) 高齢者の地域社会への参画

高齢者が、住み慣れた地域社会における地域活動やボランティア活動などに豊富な経験と知識を生かし、積極的に参画できるよう、引き続き老人クラブ活動の支援に努めます。

(2) 学習、交流等の場の提供

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、関係団体、地域と連携し、生涯学習、スポーツ・レクリエーション等の活動機会の拡充に努めます。

また、地域の自発的なボランティアによる一人暮らし高齢者等を対象とした「ふれあいサロン」などの交流機会の充実に努めます。

(3) 高齢者雇用機会の確保

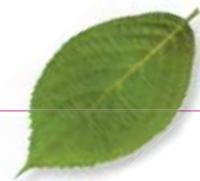
健康で働く意欲のある高齢者の就業希望に対応するため、シルバー人材センター等と連携し、就業機会の確保に努めます。

主要事務事業

- ・地域包括支援事業
- ・介護予防事業
- ・高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業
- ・緊急通報体制支援事業
- ・老人クラブ活動助成事業
- ・敬老事業
- ・ふれあいサロン事業
- ・久慈市シルバー人材センター運営費補助事業
- ・介護サービス施設等整備事業

第3節

障害者福祉の充実



現状と施策目標

- 障害を持つ人々が住み慣れた地域で普通の暮らしを送ることができるよう、個々の障害に応じた適切な介護サービスや援助が求められています。
- 障害を持つ人々の自己実現や生活の質を向上させるためには、就労支援や日中活動、スポーツ・文化活動などの充実により社会参加を促進する必要があります。
- 障害を持つ人々が安心して生活できるような地域社会づくりを進める必要があります。そのためには、差別や偏見などの心のバリアをなくすことが必要です。
- 障害を持つ人々が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者福祉サービスの充実に努めるほか、ユニバーサルデザイン（※）の考え方による公共施設等の整備に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。
- 相談支援体制の充実を図り、障害を持つ人々の地域生活や就労の支援に努めるほか、地域との交流やスポーツ・文化活動等を通じて社会参加を促進します。
- 障害を持つ人々が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の関係機関と連携し、適切な支援体制の構築に努めます。また、障害に関する市民への啓発等を通じて、共に暮らす、やさしいまちづくりを推進します。

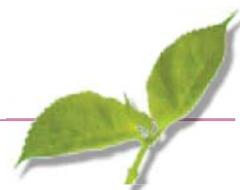
施策の体系

障害者福祉の充実

自立への支援
社会参加への支援
関係機関との連携

※ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害や能力などを問わずに利用することができる施設、製品などの設計のこと。



施策の方向



3-1 自立への支援

(1) 介護給付等による自立支援

障害を持つ人々の日常生活や社会生活における自立を支援するため、個々の障害に応じた介護給付等の障害福祉サービスや自立支援医療、地域生活支援事業等の適切な利用支援と給付を行うほか、特別な介護が必要な方に対する手当の支給や住宅改修に対する助成などを行います。

また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設等の整備・改修に努め、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 啓発活動の推進

市民の障害に対する心のバリアフリー(※)を促進するため、広報等により障害に対する理解促進を図るための啓発を行うほか、市民と障害を持つ人々との交流を図り、地域で共に暮らす環境づくりに努めます。

3-2 社会参加への支援

(1) 就労の支援

就労は、経済的な自立につながるだけでなく、働く喜びや生きがいを見出すことにつながることから、障害を持つ人々からの相談に対する相談支援体制を充実するとともに、訓練等給付や地域活動支援センター等の適切な利用支援及び給付・助成を行い、障害を持つ人々の社会参加を促進します。

(2) 日中活動の場等の確保、拡充

日中活動やスポーツ・文化活動等を通じて、障害を持つ人々の社会参加、生活の質の向上に努めます。

また、障害を持つ人々の社会参加活動を支援するボランティアの育成や研修機会の確保に努めます。

3-3 関係機関との連携

障害を持つ人々が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、障害者地域自立支援協議会と連携し、保健、医療、教育、雇用等関係機関とのネットワークを更に強化し、障害の早期発見や早期療育の場の充実、就労の場の拡充、地域生活支援など、適切な支援体制の整備に努めます。

主要事務事業

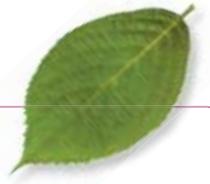
- ・ 介護給付、訓練等給付等自立支援給付事業
- ・ 相談支援事業、地域活動支援センター等地域生活支援事業
- ・ 特別障害者手当等給付事業
- ・ 重度心身障害者医療費給付事業
- ・ 福祉タクシー事業

※バリアフリー

障害者、高齢者等の社会生活弱者に対する障壁を取り除く社会施策。

第4節

地域医療の充実



現状と施策目標

- 当地域においても医師不足が顕在化しており、中核医療施設である県立久慈病院においても、医師不足による医療の質の低下が懸念されています。
- 当地域において、医療サービスの質を確保するためには、各医療機関の設備の充実のみならず医療機関同士の連携が不可欠となっています。
- 県立久慈病院の診療科目の充実や医師の確保などにより、高度で質の高い医療サービスの提供を促進します。
- 当地域の中核医療施設である県立久慈病院と医療機関のよりよい連携を図り、効率的で質の高い医療サービスを提供できるように努めます。
- 国保診療所は山形地区唯一の医療機関であり、地域医療の拠点施設としてその役割を果たしていきます。
- 山形地区は、中心市街地から遠距離にあることや交通機関に恵まれないため、患者輸送車による通院の支援に努めます。

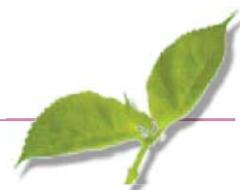
施策の体系

地域医療の充実

医療機関の充実

医療機関の連携





施策の方向



4-1 医療機関の充実

(1) 質の高い医療の確保

当地域の住民の健康を守るため、救命救急センターを併設した当地方唯一の中核医療施設である、県立久慈病院の診療科目の充実や医師の確保の要望を引き続き行い、高度で質の高い医療サービスの確保に努めます。

(2) 国保診療所施設の整備

国保診療所の医療機器整備を促進し、健康診断の充実を図り、疾病の早期発見、早期治療の実現を推進します。

また、通院に支障をきたすことがないように、患者輸送車による通院の支援に努めます。

(3) 周産期医療等の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう妊産婦や新生児などに対する周産期医療（※）及び小児医療体制の確保、充実などに努めます。

4-2 医療機関の連携

県立久慈病院と医療機関との連携を図り、医療機能に関する情報収集や患者紹介等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備を促進します。

また、訪問看護ステーションについても、医療、介護、福祉の各分野との密接な連携に努めます。

主要事務事業

- ・国保診療所医療機器整備事業



※周産期医療

無事に妊娠・出産することができるように、妊娠22週から出産後7日までの期間に、赤ちゃんと母親に対して提供される医療。

第5節

保健活動の充実



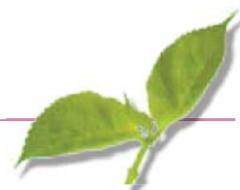
現状と施策目標

- 病気の早期発見、未然防止による市民の健康増進のため、健康診断の実施を推進する必要があります。
- 市民が健康に生活していくため、時代の変化に即応し、必要に応じた情報提供・保健指導体制の構築が求められています。
- 出稼ぎ者数は減少しているものの、厳しい雇用状況のなか、出稼ぎをめぐる問題解決に向け、出稼ぎ者への援護及び福祉の向上が必要とされています。
- 当地域は自殺者が多く、重要な課題となっています。
- ライフスタイルの多様化により食生活は大きく変化し、食生活のバランスの偏りによる生活習慣病の増加、食を大切に作る心の欠如など、食の安全への意識が低下しています。
- 市民の年齢や状況に即した健康診断を行い、病気の早期発見、未然防止に努めます。
- きめ細かい情報提供や保健指導を行い、市民が疾病予防や介護予防についての理解を深め、自主的な健康づくりが行えるよう支援します。
- 出稼ぎ者が安心して就労できるよう、労働条件や健康管理などについての情報提供及び健康診断の実施に努めます。
- 家族や地域、周囲の理解や支えにより、自分でこころの健康を守ることができるように、関係機関が連携して支援を行い、安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 一人ひとりが生涯を通じて自らの食のありかたについて考え、健全な食生活を実践する力を身につけることができるよう食育の推進に努めます。

施策の体系

保健活動の充実

- 健康診断の充実
- 健康指導の強化
- こころのケアの充実
- 食育の推進



施策の方向



5-1 健康診断の充実

(1) 母子保健の充実

妊娠早期からの健診と相談、指導体制の充実を図り、乳幼児が病気の早期発見や適切な医療及び福祉が受けられるよう、周産期医療や小児医療体制の整備、福祉の充実に努めます。

(2) 健康診断等の普及啓発

市民ニーズに即した健康診断の実施・充実に努め、生活習慣病やがんなどの疾病の早期発見、治療を行うことにより市民の健康増進に努めます。

また、健康診断の重要性について広く市民に周知し、健康に対する意識を啓発することにより受診者の増加に努めます。

(3) 出稼ぎ者への支援

出稼ぎ者の健康管理の観点から実施している出稼ぎ者健康診断については、引き続き実施し、健康に不安なく就労できる環境づくりに努めます。

5-2 健康指導の強化

市民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、「元気の泉」を拠点とした指導体制づくりときめ細かな保健指導の充実を図ります。

また、疾病予防のための予防接種や健康診断、健康教室及び健康相談などの事業実施ス

ケジュールや介護状態にならないための生活改善等、健康に関する知識などの情報提供の充実を図るため、広報活動や保健推進委員を通じて広く市民に情報を提供し、参加者の拡大と健康への理解の促進に努めます。

5-3 こころのケアの充実

(1) 相談体制等の充実

当地域の自殺率は、従前に比べ低下しているものの、全国平均と比べると依然として高い状況にあります。自殺は、健康問題、経済、生活問題、人間関係など様々な要因が複雑に関係していることから、その原因分析と改善に努めるとともに、関係機関と連携し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

また、自殺を未然に防ぐため、家族、地域及び職場などが本人を支援し、こころのケアを行う体制の充実に努めます。

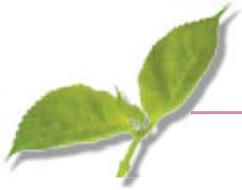
(2) こころの健康づくりの推進

自殺は家族や周囲への影響も大きいことから、地域でこころの健康づくりや自殺予防の取り組みを行い、うつ病などの正しい知識の普及啓発、早期発見に努めるほか、遺族の支援に取り組みます。

5-4 食育の推進

(1) 乳幼児からの食育の推進

一人ひとりが生涯を通じて健康で健康な生活を送るために、乳幼児からのライフステージごとに取り組むテーマを明確にするとともに、食の大切さを理解し、安心、安全な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を身につけることが重要であることから、食育の推進、



普及啓発に努めます。

(2) 家庭・学校・地域等の連携

市民のだれもが心身ともに健康で生き生きと暮らすことができるよう、家庭・学校・地域及び関係機関がそれぞれの立場から食育に取り組むとともに、連携、協力することにより、一体となって効果的な食育運動を推進します。

主要事務事業

- ・健康づくり普及啓発事業
- ・母子保健事業
- ・在宅当番医事業
- ・感染症予防事業
- ・出稼ぎ対策事業
- ・心の健康、自殺予防事業
- ・食生活改善事業
- ・人間ドック利用料補助事業

